

組 対 甲 達 第 4 号
平成 1 7 年 3 月 2 4 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

薬物対策推進要領の策定について（通達）

- 対号 1 平成 1 7 年 3 月 2 4 日付け組対甲達第 1 号、務甲達第 4 5 号、生企甲達第 2 8 号、捜一甲達第 2 8 号、交企甲達第 2 6 号、公甲達第 1 1 号「石川県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 1 2 年 8 月 2 2 日付け生保甲第 4 6 0 号、務甲第 6 3 3 号、生企甲第 3 3 4 号、生少甲第 1 8 2 号、捜一甲第 5 6 8 号、捜二甲第 9 6 8 号、交企甲第 1 7 2 号、公甲第 1 9 9 号「石川県警察薬物乱用防止対策要綱の全部改正について（通達）」

このたび、石川県警察組織犯罪対策要綱を制定し、県警察が一体的に組織犯罪対策を推進することとしたところであるが、組織犯罪対策の重点の一つである薬物対策を効果的に推進するため、下記のとおり「薬物対策推進要領」を策定したので遺憾のないようにされたい。

なお、対号 2 は廃止する。

記

第 1 目的

この要領は、覚せい剤、麻薬、あへん、大麻等の習慣性薬物（以下「薬物」という。）の乱用が県民の精神、身体を始め社会、治安全般に対して大きな危険性を有するものであること、薬物犯罪の国際化・組織化の傾向が顕著となっていること及び組織犯罪が近年の治安悪化の大きな要因となっていることに鑑み、石川県警察が一体的に薬物犯罪組織の実態を的確に把握し、国内外の関係機関、関係団体等との協力の下にその総合力を発揮して、薬物の不正流通を阻止し、これに關与する薬物犯罪組織の壊滅を図るとともに、薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを効果的に推進するための基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 薬物対策の重点

1 供給の遮断

(1) 供給源対策の推進

薬物の密造地及び仕出地である国や地域における密造関連情報の収集を行うなど警察庁を通じ、国際刑事警察機構（ICPO）等の国際機関及び外国の関係機関との連携を強化し、我が国への薬物の供給を遮断すること。

(2) 密輸入事犯取締りの強化

薬物の密輸入関係者の行動特性、搬入方法等に関する情報収集を強化して密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連携の下に、水際検挙の徹底を図ること。

(3) 密売事犯取締りの強化

薬物の密売組織全体の壊滅を目標としつつ、密売網の全容解明に努め、その徹底検挙を図ること。

2 需要の根絶

薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、薬物の需要を根絶し、かつ、薬物乱用を拒絶する規範意識を形成し及び維持するため、末端乱用者の徹底検挙を図ること。

3 薬物乱用を拒絶する社会の形成

市民生活において薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を推進し、県民一人一人が薬物の有害性及び危険性に関する正しい知識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意志をもつよう努めるとともに、県民からの薬物に関する情報提供等の捜査協力の確保を図ること。

第3 薬物組織犯罪対策の推進

(略)

第4 薬物事犯の取締り体制の確立

1 薬物事犯捜査指導官

- (1) 薬物事犯に係る事件捜査の指導を行うため、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）に薬物事犯捜査指導官（以下「指導官」という。）を置く。
- (2) 指導官は、組織犯罪対策課の警視の階級にある者とする。

2 情報官の設置

- (1) 本部主管課に薬物事犯に関する組織犯罪の実態の的確な把握並びに情報の集約及び分析に関する事務を行うための情報官を設置する。
- (2) 情報官は、組織犯罪対策課の薬物事犯を担当する警部の階級にある者をもって充てる。

3 薬物事犯捜査共助官等

- (1) 組織犯罪対策課に、薬物事犯に関する連絡共助責任者（以下「薬物事犯捜査共助官」という。）及び連絡共助補助責任者（以下「薬物事犯捜査共助補助官」という。）を置く。
- (2) 薬物事犯捜査共助官は、組織犯罪対策課の薬物事犯を担当する警部の階級にある者、薬物事犯捜査共助補助官は、警部補の階級にある者をもって充てる。
なお、薬物事犯捜査共助官は、情報官と兼任することができる。
- (3) 薬物事犯捜査共助官及び同補助官は、県内の薬物事犯の実態及び捜査状況を的確に把握し、警察庁、管区警察局及び都道府県警察間の連絡共助を行うこと。

4 専門的捜査官の育成

訓練を交えた実戦的専科教養等を実施し、専門的捜査官の育成や捜査官の能力の向上を図り、組織的継承を推進すること。

第5 国際協力の推進

1 国際的な捜査協力の推進

国際的な薬物犯罪組織を壊滅するため、国際情報収集体制等を整備し、警察庁を通じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行い、国際的な捜査協力を推進すること。

2 国際機関との連携

国際的な捜査協力及び技術協力を推進するため、警察庁を通じ、外国の関係機関との協力に加え、国際刑事警察機構（ICPO）、国連薬物犯罪オフィス（UNODC）等の国際機関との連携を図ること。

第6 関係機関及び関係団体等との協力関係の強化

1 情報収集及び取締りに関する協力の強化

薬物の密輸入に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、入国管理局、海上保安部等の関係機関及び航空事業者、沿岸協力会等の関係団体との協力を強化すること。

2 青少年教育等に関する協力の強化

教育委員会、各種学校と連携し、薬物乱用防止教室に職員を派遣するなど、学校における薬物の危険性についての教育の充実に積極的に協力すること。

3 薬物乱用防止活動等に関する協力の強化

薬物中毒者に関する保健所への通報、中毒相談窓口の紹介を行うことにより、厚生行政機関との協力を強化すること。

第7 薬物乱用防止のための取組みの強化

1 自治体等との連携

石川県薬物乱用対策推進本部、各自治体、防犯協会及び暴力団排除協力団体との連携を強化し、薬物乱用防止活動の積極的推進を図ること。

2 各種広報媒体の活用

マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動を積極的に推進すること。

3 薬物乱用防止相談活動の推進

警察安全相談窓口の相談員等に薬物に関する知識等を教養し、薬物乱用防止相談の充実を図ること。

第8 薬物事犯総合業務

（略）

第8 指揮の徹底

薬物事件捜査に着手する場合は、石川県警察捜査指揮規程（平成16年石川県警察本部訓令第14号）に基づき、組織犯罪対策課を経由して本部長指揮を受けること。

（薬物銃器係 4542）